

## はしがき

本書は、平成 20（2008）年に初版が発行されましたが、この度、第3訂版を刊行することができました。これも読者のみなさまのご支援のたまものであり、読者のみなさまには厚く御礼申し上げます。

日本では、信託が導入されたのは明治の終わり頃です。信託というと日本では商事信託を中心に発達してきましたが、最近では家族が信託の当事者となる民事信託に注目が集まるようになりました。

その背景は、高齢化に伴い、相続対策、認知症対策、障害者の生活の安定化のために信託を活用できないか、という考えがあるようです。しかし、民事信託では家族が信託の当事者となることが多く、信託を充分に理解しないまま信託をする危険性をはらんでいます。したがって、信託をしようと考えている場合には、専門家に相談するのがよいのですが、ある程度の基本的な知識を身に付けておく必要もあるかと思います。そこで、本書は信託の基本事項をわかりやすく説明することに心がけました。

信託は、一度契約等をすればそれでよいというものではありません。信託が終了するまでは長い時間が経過します。その間、信託の当事者が亡くなることもあるでしょうし、また、諸々の事情が生じ、信託を継続することが困難になることもあるでしょう。そうした場合においても対応できる信託を設計する必要があると思います。そこで、本書では、なるべく民事信託を念頭において執筆しました。

また、信託登記の方法について、登記官によって見解の相違する問題もあります。その点については、本書でも問題点を指摘しました。

終わりに、本書の発行までに株式会社日本法令の八木正尚氏に大変お世話になり、第3訂版刊行の運びになったことを感謝しております。また、司法書士の後藤基氏からは貴重なアドバイスを受けたことを感謝し、この場を借りて御礼を申し上げます。

なお、本書の執筆は、元東京法務局港出張所統括登記官の玉山一男氏にお願いしました。記して御礼申し上げます。

令和 6 年 5 月

日本法令不動産登記研究会

# 目 次

## 第 1 編

## 総 論

■ 第 1 章 信託の基礎知識 .....	16
1 信託とは .....	16
2 信託の方法 .....	17
1. 信託の方法と信託行為 .....	17
2. 信託契約を締結する方法 .....	17
3. 遺言による方法 .....	18
4. 自己信託をする方法 .....	18
■ 第 2 章 信託財産 .....	21
1 信託財産とは .....	21
2 信託財産の独立性 .....	22
1. 信託財産の混同の特例 .....	22
2. 信託財産と破産手続等との関係 .....	23
3. 信託財産に対する強制執行等の制限 .....	23
4. 信託財産に属する債権等についての相殺の制限 .....	27
3 信託財産に属する財産の対抗要件 .....	27
1. 信託の公示 .....	27
2. 登記・登録が必要な財産 .....	28
■ 第 3 章 受 託 者 .....	29
1 受託者とは .....	29
2 受託者の資格 .....	29
3 受託者の権限と義務 .....	30
1. 信託事務遂行義務・善管注意義務 .....	30

2.	忠実義務	30
3.	公平義務	33
4.	分別管理義務	33
5.	その他の義務	34
<b>4</b>	<b>受託者の変更</b>	<b>36</b>
1.	受託者の任務終了	36
2.	受託者の変更登記	40
<b>5</b>	<b>新受託者の選任</b>	<b>41</b>
<b>6</b>	<b>受託者が複数の場合</b>	<b>41</b>
1.	信託事務の処理方法について	42
2.	職務の分掌規程がある場合	42
3.	債務の負担関係	42
<b>7</b>	<b>信託財産管理者等</b>	<b>43</b>
1.	信託財産管理命令	43
2.	信託財産管理者	43
3.	登記の嘱託	44
4.	信託財産法人管理人	44

## **第 4 章 受益者・信託管理人・信託監督人・ 受益者代理人・受益者指定権者** ..... 46

<b>1</b>	<b>受益者</b>	<b>46</b>
1.	受益者とは	46
2.	受益者の能力	46
3.	受益権の取得	47
4.	受益権の譲渡	48
5.	受益権の放棄	48
6.	受益権の対抗要件	48

## 目 次

7. 受益者の権利行使の制限の禁止 .....	49
8. 2人以上の受益者がいる場合の意思決定方法 .....	49
<b>② 信託管理人 .....</b>	<b>50</b>
1. 信託管理人とは .....	50
2. 信託管理人の選任 .....	50
3. 信託管理人の資格 .....	51
4. 信託管理人の任務の終了 .....	51
5. 信託管理人による事務の終了 .....	51
<b>③ 信託監督人 .....</b>	<b>52</b>
1. 信託監督人の権限と義務 .....	52
2. 信託監督人の選任 .....	53
3. 信託監督人の資格 .....	53
4. 信託監督人の任務の終了 .....	54
5. 信託監督人による事務の終了 .....	54
6. 信託監督人の登記の可否 .....	54
<b>④ 受益者代理人 .....</b>	<b>54</b>
1. 受益者代理人とは .....	54
2. 複数の受益者代理人 .....	55
3. 受益者代理人の選任 .....	55
4. 受益者代理人の資格 .....	56
5. 受益者代理人の任務の終了 .....	56
6. 受益者代理人による事務の終了 .....	56
7. 受益者代理人の登記 .....	57
<b>⑤ 受益者指定権者 .....</b>	<b>57</b>
1. 受益者指定権者とは .....	57
2. 受益者指定権等の行使 .....	57

3. 受益者指定権者が死亡した場合	58
<b>第 5 章 委託者</b>	59
1. 委託者とは	59
2. 委託者の資格	59
3. 委託者の地位の移転	59
4. 委託者の相続	60
<b>第 6 章 信託の変更、併合および分割</b>	62
<b>① 信託の変更</b>	62
1. 信託の変更とは	62
2. 当事者の合意による変更	62
3. 受託者に対する意思表示に基づく変更	63
4. 信託の変更を命ずる裁判所の命令による方法	64
<b>② 信託の併合</b>	64
<b>③ 信託の分割</b>	65
<b>第 7 章 信託の終了</b>	66
1. 信託の終了事由	66
2. 信託の終了の効果	67
3. 清算受託者の職務	67
4. 残余財産の帰属	68
5. 清算受託者の職務の終了	69
<b>第 8 章 各種の信託</b>	70
<b>① 受益証券発行信託</b>	70
<b>② 目的信託（受益者の定めのない信託）</b>	71

③ 公益信託 .....	73
④ 限定責任信託 .....	73
⑤ 遺言代用信託 .....	74
⑥ 福祉型信託 .....	75
⑦ 後継ぎ遺贈型信託 .....	76

**第2編****登記手続**

<b>第1章 総 論 .....</b>	78
<b>1 信託の登記事項 .....</b>	78
<b>2 信託の登記の申請方法 .....</b>	81
1. 受託者による単独申請 .....	81
2. 代位による申請 .....	81
3. 職権による信託の変更登記 .....	82
4. 嘱託による信託の変更登記 .....	82
<b>3 信託目録 .....</b>	83
<b>第2章 手続各論 .....</b>	85
<b>1 所有権の保存登記と信託 .....</b>	85
1. はじめに .....	85
2. 登記申請手続 .....	86
<b>2 所有権移転と信託（受託者が1人の場合） .....</b>	99
1. はじめに .....	99
2. 登記申請手続 .....	99
<b>3 所有権移転と信託（受託者が2人以上の場合） .....</b>	109
1. はじめに .....	109

2. 登記申請手続	110
<b>4 所有権移転と信託（遺言信託）</b>	116
1. はじめに	116
2. 登記申請手続	117
<b>5 自己信託による登記</b>	124
1. はじめに	124
2. 登記申請手続	124
<b>6 後継ぎ遺贈型信託</b>	130
1. はじめに	130
2. 有効期間	130
3. 登記申請手続	131
<b>7 福祉型信託</b>	141
1. はじめに	141
2. 受益者を保護する信託関係人	141
3. 第三者への信託事務の委任	142
4. 登記申請手続	143
<b>8 信託財産の処分により不動産を取得した場合</b>	150
1. はじめに	150
2. 登記申請手続	150
<b>9 信託財産の処分により別信託の目的である不動産を取得した場合</b>	158
1. はじめに	158
2. 登記申請手続	158
<b>10 地上権移転と信託</b>	165
1. はじめに	165
2. 登記申請手続	165
<b>11 抵当権移転と信託</b>	170
1. はじめに	170

## 目 次

2.	登記申請手続 .....	170
<b>12.</b>	<b>抵当権設定とセキュリティ・トラスト .....</b>	<b>176</b>
1.	はじめに .....	176
2.	登記申請手続 .....	177
<b>13.</b>	<b>根抵当権設定とセキュリティ・トラスト .....</b>	<b>184</b>
1.	はじめに .....	184
2.	登記申請手続 .....	185
<b>14.</b>	<b>所有権移転仮登記と信託仮登記 .....</b>	<b>194</b>
1.	はじめに .....	194
2.	登記申請手続 .....	194
<b>15.</b>	<b>所有権移転の仮登記に基づく本登記 .....</b>	<b>200</b>
1.	はじめに .....	200
2.	登記申請手続 .....	200
<b>16.</b>	<b>受託者辞任による所有権移転登記 .....</b>	<b>206</b>
1.	はじめに .....	206
2.	新受託者の選任 .....	207
3.	登記申請手続 .....	208
4.	信託目録の記録変更 .....	213
<b>17.</b>	<b>受託者死亡による所有権移転登記 .....</b>	<b>217</b>
1.	はじめに .....	217
2.	新受託者の選任 .....	218
3.	登記申請手続 .....	218
4.	信託目録の記録変更 .....	220
<b>18.</b>	<b>受託者の合併による所有権移転登記 .....</b>	<b>222</b>
1.	はじめに .....	222
2.	登記申請手続 .....	222
3.	信託目録の記録変更 .....	224

19 受託者が2人以上いる場合の合併による変更登記	228
1. はじめに	228
2. 登記申請手続	228
20 受託者が2人以上のとき、その1人の会社分割による変更登記	233
1. はじめに	233
2. 登記申請手続	233
21 信託終了（信託財産の処分）による所有権移転登記	238
1. はじめに	238
2. 登記申請手続	238
22 信託終了（信託財産引継）による所有権移転登記	245
1. はじめに	245
2. 登記申請手続	245
23 信託終了後に受託者が帰属権利者として残余財産を取得した場合	253
1. はじめに	253
2. 登記申請手続	262
24 信託の併合	269
1. はじめに	269
2. 信託の併合の手続	269
3. 登記申請手続	273
25 信託の分割	281
1. はじめに	281
2. 信託の分割の手続	281
3. 登記申請手続	284
26 委託者の住所変更	292
1. はじめに	292
2. 登記申請手続	292
27 受益権の売買による受益者の変更	295

1.	はじめに .....	295
2.	登記申請手続 .....	296
28	受益者の死亡による変更登記（受益者連続型信託の場合） .....	301
1.	はじめに .....	301
2.	登記申請手続 .....	301
29	信託条項の変更 .....	305
1.	はじめに .....	305
2.	登記申請手続 .....	306

**第3編****関係法令・通達等****第1章 関係法令 .....** 312

1	信託法（抄） .....	312
2	信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄） .....	320
3	信託法施行規則（抄） .....	321
4	不動産登記法（抄） .....	322
5	不動産登記令（抄） .....	326
6	不動産登記規則（抄） .....	329
7	不動産登記事務取扱手続準則（抄） .....	335
8	登録免許税法（抄） .....	335
9	租税特別措置法（抄） .....	336

**第2章 関係通達等 .....** 337

1	信託法等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて .....	337
	(平成 19 年 9 月 28 日民二第 2048 号民事局長通達)	
2	信託受益権の分割譲渡に係る受益者の変更登記について .....	373

(平成 4 年 1 月 30 日民三第 470 号第三課長回答)	
<b>③ 信託による所有権移転の登記のある不動産に対して 破産登記等の嘱託の受理の可否について</b>	373
(昭和 61 年 4 月 30 日民三第 2777 号第三課長回答)	
<b>④ 信託登記において権利能力のない自治会名義で受益者と なることの可否について</b>	374
(昭和 59 年 3 月 2 日民三第 1131 号民事局長回答)	
<b>⑤ 信託の終了に基づく信託登記の取扱いについて</b>	375
(昭和 41 年 12 月 13 日民甲第 3615 号民事局長電報回答)	
<b>⑥ 信託の登記ある不動産についての抵当権設定登記申請の 受理について</b>	375
(昭和 41 年 5 月 16 日民甲第 1179 号民事局長回答)	
<b>⑦ 共有持分について信託登記がなされている場合の他の 共有持分全部の放棄による登記手続について</b>	376
(昭和 33 年 4 月 11 日民甲第 765 号民事局長心得電報回答)	
<b>⑧ 信託財産に対する差押登記について</b>	377
(昭和 31 年 12 月 18 日民甲第 2836 号民事局長通達)	
<b>⑨ 信託財産の差押登記について</b>	378
(昭和 30 年 12 月 23 日民甲第 2725 号民事局長通達)	
<b>⑩ 弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会（質権の実行による 信託受益権の移転に伴う受益者の変更の登記手続）について</b>	379
(平成 22 年 11 月 24 日民二第 2949 号第二課長回答)	
<b>⑪ 根抵当権設定仮登記及び信託仮登記の受否について</b>	379
(平成 24 年 4 月 26 日民二第 1084 号第二課長回答)	
<b>⑫ 信託を登記原因とする停止条件付所有権の移転の仮登記 のみの申請の可否について</b>	381
(平成 30 年 8 月 3 日民二第 298 号第二課長通知)	

■ ⑬ 複数の委託者のうちの一部の者を受託者とする信託の登記について .....	382
(平成 30 年 12 月 18 日民二第 760 号第二課長通知)	
■ ⑭ 信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について .....	382
(令和 6 年 1 月 10 日民二第 17 号第二課長通知)	

## <国税庁文書回答>

信託契約の終了に伴い受益者が受ける所有権の移転登記に係る 登録免許税法第 7 条第 2 項の適用関係について .....	384
(平成 29 年 6 月 22 日東京国税局審理課長回答)	

# 凡　例

本書の法令、書籍の略語は次のとおりです。

信託法	信託法（平成 18 年 12 月 15 日法律第 108 号）
法	不動産登記法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号）
令	不動産登記令（平成 16 年 12 月 1 日政令第 379 号）
規則	不動産登記規則（平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18 号）
準則	不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日法務省民二第 456 号通達）
施行通達	信託法等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（平成 19 年 9 月 28 日法務省民二第 2048 号通達）
旧信託法	信託法（大正 11 年 4 月 21 日法律第 62 号）
登記研究	「登記研究」（ティハン）
記録例集	平成 28 年 6 月 8 日法務省民二第 386 号通達
遠藤	遠藤英嗣著『増補 新しい家族信託』（日本加除出版・2014）
新井	新井誠著『信託法 第 4 版』（有斐閣・2014）
寺本	寺本昌広著『逐条解説 新しい信託法』（商事法務・2007）
樋口	樋口範雄著『入門 信託と信託法 第 2 版』（弘文堂・2014）
藤原	藤原勇喜著『信託登記の理論と実務 第 3 版』（民事法研究会・2014）
藤原初版	藤原勇喜著『信託登記の理論と実務 初版』（民事法研究会・1994）
渋谷	渋谷陽一郎著『信託目録の理論と実務』（民事法研究会・2014）
清水	清水響編著『Q & A 不動産登記法』（商事法務・2007）
信託登記の実務	信託登記実務研究会編『信託登記の実務（第三版）』（日本加除出版・2016）
村松	村松秀樹・富澤賢一郎・鈴木秀昭・三木原聰著『概説新信託法』（社団法人金融財政事情研究会・2008）
横山	横山亘著『信託に関する登記（第二版）』（ティハン・2013）
道垣内	道垣内弘人著『信託法 第 2 版』（有斐閣・2022）
補足説明	法務省民事局参事官室『信託法改正要綱試案 補足説明』
新基本法コンメンタール	鎌田薰・寺田逸郎・村松秀樹編『新基本法コンメンタール第 2 版 不動産登記法』（日本評論社・2023）

その他、執筆に際しては次の書籍も参考にさせていただきました。

一般社団法人民事信託推進センター編『有効活用事例にみる民事信託の実務指針』

(民事法研究会・2016)

成田一正・金森健一・鈴木望著『賃貸アパート・マンションの民事信託実務』(日本法令・2019)

菊永将浩・平尾政嗣・門馬良典共著『事例でわかる家族信託契約書作成の実務』(日本法令・2020)

川田光子著『信託の終了に伴い、受託者が帰属権利者として残余財産を取得する場合の登記についての考察』(『信託フォーラム Vol.14』33頁)

渋谷陽一郎著『「受託者＝帰属権利者」型の家族信託登記の利益相反リスク』(『信託フォーラム Vol.14』109頁)

# 第 1 編 総 論

第 1 章	信託の基礎知識	… 16
第 2 章	信託財産	… 21
第 3 章	受託者	… 29
第 4 章	受益者・信託管理人・ 信託監督人・受益者代 理人・受益者指定権 者	… 46
第 5 章	委託者	… 59
第 6 章	信託の変更、併合およ び分割	… 62
第 7 章	信託の終了	… 66
第 8 章	各種の信託	… 70

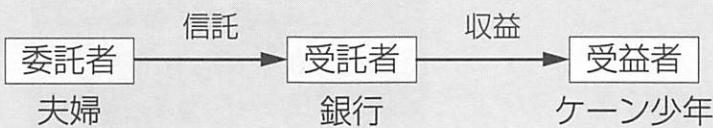
# 第1章

## 信託の基礎知識

### 1 信託とは

信託とは、その言葉のとおり、信じて自己の財産を託すことといえます。託す人を委託者<sup>いたくしゃ</sup>、託される人を受託者<sup>じゅたくしゃ</sup>といい、信託から利益を受ける人を受益者<sup>じゅえきしゃ</sup>といいます。

たとえば、アメリカ映画の名作である「市民ケーン」では、貧しい宿屋の夫婦が宿泊客から宿賃代わりにもらった権利書が莫大な資産を生み出したため、息子のケーン少年の養育を銀行に任せ、ケーン少年が25歳になった時に莫大な資産を引き継ぐ契約にサインをしました。この場合、夫婦は土地の所有権を銀行に移転します。しかし、それは完全な移転ではなく、ある一定の目的の範囲で処分、運用ができる権利ということになります。銀行はケーン少年の教育費に充てるという目的の範囲でその財産を扱わなければなりません。この夫婦を委託者、銀行を受託者、利益を受けるケーン少年を受益者といいます。



信託法では、信託の定義として、①信託契約をする方法、②遺言による方法、③自己信託による方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く）に従い財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をなすべきものとすることをいう、とされています（信託法2条1項）。特定の者とは、受

託者のことを行います。

## 2 信託の方法

### 1. 信託の方法と信託行為

信託は次の方法のいずれかによっています（信託法3条）。

- ① 信託契約を締結する方法（同条1号）
- ② 遺言による方法（同条2号）
- ③ 自己信託による方法（同条3号）

「信託行為」とは、信託を設定する法律行為であり、信託法3条各号に掲げる信託の区分に応じ「信託契約」、「遺言」、「公正証書その他の書面または電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるもの）」によつてする意思表示」のことをいいます（信託法2条2項）。

### 2. 信託契約を締結する方法

委託者となるべき者と受託者となるべき者との間で、受託者となるべき者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに受託者となるべき者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く）に従い財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をなすべき旨の契約を締結する方法による信託のことです（信託法3条1号）。この場合、受益者は信託契約の当事者ではありません。そして、信託契約成立のためには、実際の財産の移転等は必要ではなく、委託者と受託者との間の信託契約の締結によって契約の効力が生じます（信託法4条1項）。

ただし、信託契約に停止条件または始期が付されている場合は、当該停止条件の成就または当該始期の到来によって効力が生じます（信託法4条4項）。

### 3. 遺言による方法

受託者となるべき者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに受託者となるべき者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く）に従い財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法による信託のことです（信託法3条2号）。すなわち、遺言者は、遺言によって受託者を指定して、受託者に一定の目的に従い財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨を命じることができます。

遺言信託は、遺言の効力が発生することによって効力が生じます（信託法4条2項）。すなわち、受託者が指定されていない場合または指定されていても引受の承諾をしていない場合においても、委託者の死亡によって遺言信託の効力が発生します。

ただし、遺言に停止条件または始期が付されているときは、当該停止条件の成就または当該始期の到来によってその効力が生じます（信託法4条4項）。

なお、信託法では、遺言の方式については何も規定していませんので、民法の遺言の方式に従うことになります（民法960条以下）。

※ 遺言信託と類似するものとして遺言代用信託がありますが、詳細は第1編第8章❸（74頁以下）を参照してください。

### 4. 自己信託をする方法

自己信託とは、特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を、①公正証書その他の書面<sup>\*1</sup>または、②電磁的記録<sup>\*2</sup>で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項<sup>\*3</sup>を記載したまたは記録したものによってする方法のことです（信託法3条3号）。

すなわち、委託者が自己の財産を信託財産として提供し自分自身を受託者とする信託です。自己信託は別名「信託宣言」ともいわれています。

- ※ 1 公正証書その他の書面とは次の書面をいいます。
- ア 公正証書  
公証人が内容等をチェックして作成した文書です。
  - イ 公証人に認証を受けた書面等  
公証人が、その文書の署名、記名押印の真正を証明した文書と電磁的記録ですが、内容の真実性、正確性までを保証するものではありません。
  - ウ 公正証書等以外の書面  
確定日付を受けた書面のことです（信託法4条3項参照）。「確定日付のある証書」とは、民法施行法5条に列挙されているものであり、具体的には、内容証明郵便等です（寺本46頁）。
- ※ 2 電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいいます。法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの（信託法施行規則25条）。
- ※ 3 法務省令で定める事項は次のものです（信託法施行規則3条）。
- ① 信託の目的
  - ② 信託をする財産を特定するために必要な事項
  - ③ 自己信託をする者の氏名または名称および住所
  - ④ 受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む）
  - ⑤ 信託財産に属する財産の管理または処分の方法
  - ⑥ 信託行為に条件または期限を付すときは、条件または期限に関する定め
  - ⑦ 信託法163条9号の事由（当該事由を定めない場合にあっては、その旨）
  - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、信託の条項

### (1) 自己信託の自益信託は可能か

確定日付による委託者（受託者）兼当初受益者の信託設定はできないとされています（遠藤326頁）。その理由は、信託法4条3項2号で、「公正証書等以外の書面又は電磁的記録によってされる場合には、受益者となるべき者として指定された第三者に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知があったとき」と定めてあり、受益者は第三者であることが求められているからです。したがって、委託者（受託者）が当初全受益者となる自己信託の設定は、公正証書もしくは公証人の認証によることになるという意見があります（遠藤327頁）。



しかし、信託法2条1項では「専らその者の利益を図る目的を除く」となっていることから、受託者=当初全受益者の構造は、まさしく「専らその者の利益を図る」目的となっていると評価をせざるを得ないと考え（新井145頁）、受託者が全受益者となる自己信託を認めないと考えもあります。

## （2）自己信託の効力

自己信託は、それがなされた事実、内容および日時等が客観的に明確になるよう、次の区分に応じ、各号によって定めるものによって効力が生じるとされています（信託法4条3項）。ただし、いずれも信託行為に停止条件または始期が付されているときは、当該停止条件の成就または当該始期の到来によってその効力が生じます（信託法4条4項）。

- ① 公正証書または公証人の認証を受けた書面もしくは電磁的記録（以下「公正証書等」という）によってされる場合は、当該公正証書等を作成した時
- ② 公正証書等以外の書面または電磁的記録によってされる場合は、受益者となるべき者として指定された第三者（第三者が2人以上ある場合には、その1人に）に対して確定日付のある証書による当該信託がされた旨およびその内容の通知をした時

## 第2章

# 信託財産

### 1 信託財産とは

信託財産は受託者に属する財産であって、信託により管理または処分をすべき一切の財産のことをいいます（信託法2条3項）。それは受託者の固有財産<sup>\*</sup>とは別扱いとなります。たとえば、不動産が信託された場合、その不動産は受託者の所有になりますが、受託者は自分の利益のために用いるのではなくて、信託の目的に従って管理・処分・運用等をすることになります。

※ 固有財産とは、受託者に属する財産であって、信託財産に属する財産でない一切の財産をいいます（信託法2条8項）。

財産の中には、金銭、不動産、有価証券、特許権等の知的財産はもちろん、特許を受ける権利、外国の財産権等も含まれますが、委託者の生命、身体、名誉等の人格権は含まれないとされています。

#### 〈債務〉

債務については、債務の信託は認められないとするのが通説です。ただし、信託法21条1項3号によって、信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務<sup>\*</sup>とする旨の信託行為の定めがあるものは、信託財産責任負担債務となるとされています。これは、債務自体が信託財産に含まれることになったのではなく、信託財産で負担する債務を信託行為によって当初から引き受けることができることを意味するといわれています。すなわち、委託者に属する積極財産と消極財産の集合体である特定の事業自体を信託したのと同様の状態を作り出すことが可能になるということです。

#### 〈工場財団〉

工場財団については、工場財団は抵当権を設定するために組成した財

団だから、これに信託を設定することはできないとされています。ただし、工場財団に設定されている抵当権の信託およびその登記は可能と解されています（『登記研究』785号質疑応答）。

### 〈担保権〉

民法の原則からすると、担保権者（抵当権者等）と被担保債権の債権者が同一であることが原則ですが（民法369条）、信託法は、担保権の設定その他の財産の処分をすることを認め、被担保債権と切り離して、担保権を信託財産に属する財産にすることを認めています（信託法3条1号、2号）。このことを、セキュリティ・トラストといいます。

すなわち、一般的には所有者が担保権設定者、債権者（金融機関等）が担保権者となって抵当権等を設定するのですが、委託者を担保権設定者、受託者を担保権者、受益者を被担保債権の債権者とすることです。

※ 信託財産責任負担債務とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいいます（信託法2条9項）。

## 2 信託財産の独立性

信託財産は、信託によって委託者の財産からの隔離、受託者の財産からの隔離、さらに受益者の財産から隔離され誰のものでもない財産という特殊な財産となります（権利28頁）。

信託財産はこのような独立性をもっているため信託財産に対しては次のような制限がされています。

### 1. 信託財産の混同の特例

たとえば、土地に設定された抵当権を取得している者があとからその土地を取得した場合には、民法で混同（民法179条）が生じ抵当権は消滅しますが、その抵当権を信託財産としている場合には、その後に受託者がその目的となる土地を取得しても混同は生じず、抵当権は消滅しません（信託法20条）。なぜなら、受託者は抵当権の管理者にすぎず、混同によって抵当権を消滅させてしまうことは、実質的には権利者である

受益者の利益を害することになるからだとされています（藤原 36 頁）。

## 2. 信託財産と破産手続等との関係

受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しません（信託法 25 条 1 項）。

その場合、受益債権<sup>\*1</sup> および信託債権<sup>\*2</sup> であって受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものはいずれも破産債権<sup>\*3</sup> にはなりません（信託法 25 条 2 項）。これらの債権は、いずれも信託財産に属する財産のみを引当財産とするものであるから、信託財産が破産財団に属しないものである以上、実質的には、これらの債権を破産債権と位置付けてその権利行使を制限し破産手続による配当の対象とする必要はないものと考えられるからです（寺本 100 頁）。

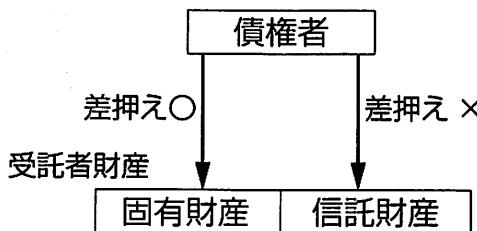
- ※ 1 受益債権：信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権のことです（信託法 2 条 7 項）。
- ※ 2 信託債権：信託財産責任負担債務（受託者が信託財産に属する財産をもつて履行する責任を負う債務）に係る債権であって、受益債権でないものをいいます（信託法 21 条 2 項 2 号）。
- ※ 3 破産債権：破産債権とは、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に該当しないものです（破産法 2 条 5 項）。財団債権とは、破産手続によらないで破産財団から隨時弁済を受けることができる債権をいいます（破産法 2 条 7 項）。

## 3. 信託財産に対する強制執行等の制限

信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた権利を含む）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分もしくは担保権の実行もしくは競売（担保権の実行としてのものを除く）または国税滞納処分（その例による処分を含む）をすることができません（信託法 23 条 1 項）。

したがって、信託の登記前に発生した債権を被保全権利とし、委託者を債務者とする仮差押命令が発せられたとしても、信託財産とされた不動産に対する仮差押えの登記の嘱託は受理されません（昭和 61 年 4 月

30日民三第2777号第三課長回答 第3編第2章関係通達等回)。



### (1) 受託者個人に対する債権の場合

受託者個人に対する債権のためには、信託財産に対して差押え等はすることができません。もし、信託財産に対して強制執行等の手続きがされた場合には、受託者または受益者は異議を述べ、排除することができます（信託法23条5項、6項）。

登記の実務においても、信託の登記のある信託財産について、受託者に対する国税滞納処分のための差押えの登記をすることができないとされています（昭和30年12月23日民甲第2725号民事局長通達 第3編第2章関係通達等回）。ただし、信託財産に対する固定資産税の滞納処分による差押えの登記に関して、信託事務によって生じた信託財産に対する固定資産税の滞納処分であることが明らかにされている場合には、差押えの登記の嘱託を受理して差し支えないとされています（昭和31年12月18日民甲第2836号民事局長通達 第3編第2章関係通達等回）。

### (2) 信託財産責任負担債務の場合

信託財産責任負担債務とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいいます（信託法2条9項）。すなわち、信託財産に対して仮差押え、仮処分もしくは競売または国税滞納処分ができる債権に係る債務のことを行います。

信託法23条1項では、信託財産責任負担債務に係る債権に基づく場合を除き差押え等をすることができないとされています。したがって、信託財産責任負担債務に係る債権に基づく場合には、信託財産に対して差押えをすることができるということです。

i 信託財産責任負担債務となるもの（信託法21条1項）

① 受益債権

受益債権とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対して負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権のことです（信託法2条7項）。

② 信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利

たとえば、すでに抵当権が設定されている不動産につき、信託行為または信託事務の処理によって当該不動産が信託財産となった場合における当該抵当権のことです（寺本84頁）。

③ 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの

④ 信託法103条1項（信託の変更）または2項（信託の併合または分割）の規定による受益権取得請求権

⑤ 信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利

⑥ 信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによって生じた権利

ア 信託法27条1項または2項（これらの規定を信託法75条4項において準用する場合を含む。イにおいて同じ）の規定により取り消すことができない行為（当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかつたもの（信託財産に属する財産について権利を設定または移転する行為を除く）を除く）

イ 信託法27条1項または2項の規定により取り消すことができる行為であって取り消されていないもの

⑦ 信託法31条6項に規定する处分その他の行為または同条7項に規定する行為のうち、これらの規定により取り消すことができない行為

またはこれらの規定により取り消すことができる行為であって取り消されていないものによって生じた権利

- (⑧) 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利
- (⑨) ⑤から⑧までに掲げるもののほか、信託事務の処理について生じた権利

以上に係る債務に関しては、受託者は信託財産をもって履行する責任を負いますが（信託法2条9項）、受託者が信託財産をもって債務を履行しない場合には、債権者は、受託者の固有財産に強制執行等ができるものとされています（新井356頁）。しかし、次のiiの場合には、債権者は、受託者の固有財産に対して強制執行等はできません。

ii 信託財産責任負担債務のうち次に掲げる権利に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負います（信託法21条2項）。

- (①) 受益債権
- (②) 信託行為に信託法216条1項の定めがあり、かつ、同232条の定めるところにより登記がされた場合における信託債権（信託財産責任負担債務に係る債権であって、受益債権でないものをいいます）
- (③) ①②に掲げる場合のほか、信託法の規定により信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものとされる場合における信託債権
- (④) 信託債権者との間で信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の合意がある場合における信託債権

### (3) 自己信託の場合

自己信託の場合は、委託者がその債権者を害することを知つて信託をしたときは、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者のほか、委託者（受託者であるものに限る）に対する債権で信託前に生じたものを有する者は、詐害信託の取消訴訟の提起を要することなく、債務名義等に基づき直ちに信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分もしくは担保権の実行もしくは競売または国税滞納処分をすること

とができるとされています（信託法23条2項）。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部または一部が、受益者としての指定を受けたことを知った時または受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りではないとされています（同条3項により11条1項ただし書を準用）。

## 4. 信託財産に属する債権等についての相殺の制限

受託者が固有財産または他の信託の信託財産（国有財産等）に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務（国有財産等責任負担債務）に係る債権を有する第三者は、その債権をもって信託財産に属する債権に係る債務と相殺することはできません（信託法22条1項本文）。ただし、次の場合には例外的に相殺が認められます。

- ① 当該第三者が、その債権を取得した時またはその信託財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅い時において、当該信託財産に属する債権が固有財産等に属するものでないことを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつた場合（同条1項1号）。
- ② 当該第三者が、その債権を取得した時またはその信託財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅い時において、当該国有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつた場合（同条1項2号）。
- ③ 信託法31条2項各号に掲げる場合においては、受託者が相殺を承認したときには、例外的に相殺が認められます（信託法22条2項）。

## 3 信託財産に属する財産の対抗要件

### 1. 信託の公示

ある不動産を受託者Aに移転して、所有権の移転登記をしただけでは、その不動産が信託財産かA固有の財産かどうかはわかりません。Aに対する債権者は、A固有の財産に対しては差押え等をすることができますが、信託財産に対しては、原則として差押え等はできません。



そこで、信託法 14 条では、登記または登録をしなければ権利の得喪および変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記または登録をしなければ当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとしています。

## 2. 登記・登録が必要な財産

登記・登録が必要な財産としては、土地・建物等の不動産があります。民法 177 条では、不動産に関する物権の得喪および変更は、不動産登記法、その他の登記に関する法律の定めるところに従い、その登記をしなければ第三者に対抗することができないと定めています。そして、不動産とは、土地、建物のことといいます（法 2 条 1 号）。しかし、工場財団は不動産とみなされています（工場抵当法 14 条 1 項）、工場財団は、抵当権を設定するために組成されたものであるから、財団そのものは信託できないとされています。ただし、工場財団に設定されている抵当権の信託およびその登記は可能と解されています（『登記研究』785 号質疑応答）。